

シリーズ：子どもの権利 11月20日は「泉南市子どもの権利の日」

～子どもの話を聴きましょう～

NO.10

泉南市子どもの権利に関する条例第14条で、子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を「泉南市子どもの権利の日」としています。今一度子どもの権利について、みんなで考える日としましょう。

そして、子どもを次のようにとらえましょう。

▽子どもは一人の人間であり、独立した人格と尊厳を持つ存在です。

▽子どもは子どもであり、一人ではおとなにはなれません。親やおとなの支援が必要です。子どもは成長発達していく存在です。

▽子どもは、家庭、学校、社会の構成員であり社会を構成するパートナーです。

▽子どもは、保護や救済、しつけ、教育、指導の単なる対象ではなく、自分にかかわる問題について意思を表明することができる権利行使の主体であり、自ら選びながら成長していく主体です。

キーワードは、「独立した人格」「成長発達する存在」「パートナー」「権利行使の主体」です。さて、このキーワードをもとに、家庭や学校や社会の中で、どのようなかかわりができるでしょうか。まずは、子どもの話を聞く、心を受け止めることだと思います。11月20日は、意識して子どもの話を聞いてみましょう。

「泉南市子どもの権利の日」の前後にある、子どもの権利にかかわる取り組みは次のとおりです。

子ども防災会議

【とき】11月17日(日)午後3時～4時

【ところ】イオンモールりんくう泉南2階イオンホール

【内容】市長と子どもたちが防災について語ります

人権作品展

【とき】11月21日(木)～26日(火)午前10時～午後8時

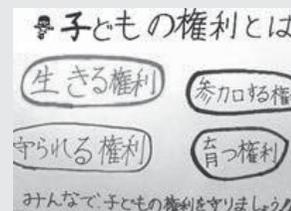
【ところ】イオンモールりんくう泉南2階イオンホール

2013人権週間「市民の集い」

【とき】12月1日(日)午後1時30分～2時

【ところ】文化ホール

【内容】(第1部) せんなん子ども会議からのメッセージとして、子ども会議で作成した、ポスター、パンフレット、ビデオ等を紹介します



【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)